第６次障がい者計画における
発達障がい児者支援の方向性について

令和８年１０月３０日　大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課

（参考）第６次障がい者計画の意見具申構成イメージ（第60回大阪府障がい者施策推進協議会資料より抜粋）

【基本理念】すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり

【５つの基本原則】
▼真の共生社会・インクルーシブな社会の実現　▼すべての人の命と尊厳の保持　▼障がいの有無によらない相互理解の促進　▼誰もが担い手となる地域づくり　▼多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ

【３つの最重点施策】
▼本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現　▼障がい者の就労支援の強化　▼専門性の高い分野への支援の充実

共通する横断的視点と生活場面に応じた取組み

【各生活場面に共通する横断的視点】
①障がい者の権利保障　②障がい者への差別の解消や虐待の防止　③誰もが暮らしやすい環境の整備　④情報保障及びコミュニケーション支援の推進　⑤障がい者の生活を支える人材の確保・育成　⑥地域の支援力の強化

【生活場面Ⅰ】	【生活場面Ⅱ】	【生活場面Ⅲ】	【生活場面Ⅳ】	【生活場面Ⅴ】
「地域やまちで暮らす」	「学ぶ」	「働く」	「こころや体、命を大切にする」	「楽しむ」

（参考）第５次障がい者計画の構成（第59回大阪府障がい者施策推進協議会資料より抜粋）

【基本理念】全ての人間（ひと）支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり

【５つの基本原則】
▼障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持　▼多様な主体の協働による地域づくり　▼あらゆる分野における大阪府全体の底上げ　▼合理的配慮によるバリアフリーの充実　▼真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

【３つの最重点施策】
▼入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進　▼障がい者の就労支援の強化　▼専門性の高い分野への支援の充実

共通場面・生活場面に応じた取組み

【生活場面Ⅰ】	【生活場面Ⅱ】	【生活場面Ⅲ】	【生活場面Ⅳ】	【生活場面Ⅴ】	【生活場面Ⅵ】
「地域やまちで暮らす」	「学ぶ」	「働く」	「心や体、命を大切にする」	「楽しむ」	「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

共通場面「地域を育む」
①障がい者虐待の防止や差別の解消　②関係機関による強固なネットワークの構築　③人材の確保と育成　④障がい理解の促進と合理的配慮の浸透　⑤ユニバーサルデザインの推進　⑥大阪府全体の底上げ

第6次障がい者計画における基本理念と基本原則

基本理念

「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」

第５次計画の基本理念である「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を大筋で継承し、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、地域の多様な主体が相互に理解し合い、支え合うことで、包摂性のある地域が育まれ、障がい者とその家族が孤立することなく、そうした地域社会においてありのままに生きること、つまりインクルーシブな社会が実現されることを表現

基本原則

（１）真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

（２）すべての人の命と尊厳の保持

（３）障がいの有無によらない相互理解の促進

（４）誰もが担い手となる地域づくり

（５）多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ

各生活場面に共通する横断的支援と生活場面

各生活場面に共通する横断的視点

- 障がい者の権利保障
- 障がい者への差別の解消や虐待の防止
- 誰もが暮らしやすい環境の整備
- 情報保障及びコミュニケーション支援の推進
- 障がい者の生活を支える人材の確保・育成
- 地域の支援力の強化

第5次障がい者計画における生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の中で示した、地域の多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要であるといった視点は、他の生活場面においても共通する視点であるため、共通場面「地域を育む」と合わせ、「各生活場面に共通する横断的視点」再編成。

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

- めざすべき姿
- 「障がいのある人が希望する地域で、多様な暮らしを実現している」

生活場面Ⅱ「学ぶ」

- めざすべき姿
- 「障がいのある人が必要な支援により、生涯を通じて学びの機会を得ることができる」

生活場面Ⅲ「働く」

- めざすべき姿
- 「障がいのある人が多様な働き方により、希望するところで働いている」

生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」

- めざすべき姿
- 「障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる」

生活場面Ⅴ「楽しむ」

- めざすべき姿
- 「障がいのある人がより多くの体験を通じて希望する活動に参加し、豊かに暮らしている」

（参考）第５次計画改定後の主な法改正等

こども基本法施行・こども家庭庁創設

- 令和5年4月　こども施策を総合的に推進する体制を整備し、障害のあるこども・若者の地域参加や包容を推進

障害者総合支援法等の改正

- 令和6年4月　地域生活支援、就労支援、精神障害者支援、難病・小児慢性特定疾病児童への支援を強化

児童福祉法改正

- 令和6年4月　児童発達支援センターの中核機能を明確化し、障害児支援の一元化・地域移行支援を推進

障害者差別解消法改正

- 令和6年4月　事業者による合理的配慮の提供が法的義務化

孤独・孤立対策推進法施行

- 令和6年4月　当事者の立場に立った継続的支援を推進

こども性暴力防止法制定

- 令和6年6月公布／令和8年12月施行　教育・保育等の現場で、性犯罪歴確認や情報管理などの防止措置を義務化

旧優生保護法被害者への補償法施行

- 令和7年1月　旧優生保護法に基づく被害者への補償を実施

手話政策推進法施行

- 令和7年6月　手話を重要な意思疎通手段と位置づけ、習得・使用・理解促進を推進

障害福祉サービス等報酬改定

- 令和6年度・令和８年度　処遇改善、人材確保、地域生活支援、就労支援、障害児支援の質向上を推進

高次脳機能障害者支援法施行

- 令和8年4月　相談体制や地域生活支援を整備し、自立・社会参加を支援

これまでの発達障がい児者支援について（具体的な実績は参考資料を参照）

発達障がい児者支援施策については、障がい者計画において最重点施策に位置づけ、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない総合的な支援を構築するため、発達障がい児者総合支援事業を中心に、各分野において取組みを進めるとともに、より効果的な取組となるよう、各種事業の再構築や取組の新規実施を行ってきた。

第5次障がい者計画期間における発達障がい児者総合支援事業の主な取組の変更点

地域支援・ネットワークづくり

- 地域支援力向上事業における段階的プログラムの導入と実践
- 発達支援拠点を発達障がい者支援センターに指定し、地域支援マネジャーを配置
- 圏域ごとに市町村・児童発達支援センターをメンバーとした説明会及び意見交換会を開催
- 家族支援に取り組む市町村にアドバイザリーを派遣する事業の創設

人材育成・質の向上

- 幼稚園教諭・保育士研修の基礎講座のオンライン化
- 相談支援担当者向けの体系的な研修の検討

初診待機解消

- 気づきの段階に寄り添う支援者に向けたアセスメント力強化のための研修の実施

理解・啓発

- 啓発効果を高めるために自閉症啓発デーにおけるノベルティグッズの配布
- ブルーライトアップ及び相談窓口を周知するためのチラシの作成



R8年度圏域別説明会・意見交換会の様子



R7年度作成
啓発チラシ

第6次障がい者計画における発達障がい児者支援について

基本的な方針

■ 第6次障がい者計画（計画期間：令和９年度～令和14年度）においては、引き続き、発達障がい児者支援を最重点施策に位置づけ、各分野において取組みを進める。
■ また、発達障がいが外見からわかりづらい障がいであることも踏まえ、本人だけでなく困り感が生じている環境に働きかけることの重要性も再認識した上で、本計画策定過程で示された意見具申として記載されている「本人の希望する暮らしが実現していくことを最重点施策の基本認識として位置付けられるべきである」という、本人の意思やニーズを尊重する視点も踏まえ、本人と周囲の環境の両面に効果的にアプローチする取組を実施していく必要がある。
■ さらに、より効果的な取組とするため、下記の今後検討すべき事項についても引き続き検討を行う。

今後検討すべき事項（ワーキンググループでも一部検討）

取組の着実な実施に向けた活動指標の設定

- どのような取組を実施すれば目標を達せられるか
- 効果的な事業の運営手法等

取組の評価のための成果指標の検討

- 発達障がい児者への取組の成果を見える化するためにどのような指標があるか

社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応

- ICD11導入を見据えた対応
- 未診断の方への支援のありかた
- ギフテッドや高い認知特性を持つ人への支援
- 外国にルーツのある方への支援
- 主婦や妊婦、ひきこもり等の家庭を主たる居場所とする方への支援
- 顕在化しにくい発達障がいへの対応　　等

第6次障がい者計画における発達障がい児者支援について

第6次障がい者計画に基づく支援体系

第6次障がい者計画案の方針に基づき、プランで構築した体系をベースに引き続き実施するとともに、
これまでの議論や次期計画案における方針を踏まえ、下記の通り取組の強化を図る。

ライフステージに応じた支援

1.早期気づきと早期発達支援の充実

3.教育分野における支援の充実

4.就労支援と就労継続のための生活支援の充実

2.子どもの時期の支援体制の充実

ライフステージを通じた支援

5.地域生活支援と相談支援体制の充実

6.医療体制の充実と初診待機期間の解消

7.家族支援の充実

8.切れ目のない支援体制構築に向けた取組

9.発達障がいの理解促進のための取組

次期計画期間においてより強化を図る主な取組

地域における取組の支援の強化

市町村支援を中心に重点的に支援を実施するとともに、当事者団体や支援機関等の取組の周知を行う

相談支援体制の充実

研修の実施を中心としたあらゆる分野における相談支援体制の充実に向けた取組の実施

切れ目のない支援体制構築に向けた基盤づくり

制度や支援機関、ライフステージごとの支援の切れ目をなくし、各分野における連携体制を構築

幅広い分野に対する障がい理解の一層の促進

学校、医療機関、企業、司法機関等の幅広い分野に対する発達障がいの理解促進に向けた取組の実施

1.早期気づきと早期発達支援の充実

これまでの取組

〇あらゆる機会を通じた発達特性の早期把握のため、主に市町村の取組支援と人材育成を実施。

- 気づきの段階に寄り添う支援者の人材育成（保育士等への研修など）
- 乳幼児健診におけるスクリーニング制度向上のための問診項目の活用促進
- 巡回支援や親子教室等の取組の財政的支援

これまでの議論や現状等

- 早期気づきや早期支援につなげる取組は市町村において広く実施。
- 発達支援を行う通所支援事業所や診断を行う医療機関数も増加する一方、一部地域では通所支援事業所や医療機関が不足しており、社会資源の偏在がある
- 発達障がいの認知度が進んだことにより、スムーズに支援につながるケースも増えてきている一方、特性やニーズに応じた適切な支援の提案や、連携体制の構築、支援や情報の引継ぎは十分とは言えないとの指摘がある

〇市町村における早期発見・早期支援に向けた取組の状況

内容	実施市町村数（導入率）
乳幼児健診	43（100%）
5歳児健診または5歳児発達相談	22（51%）
親子教室	40（93%）
巡回支援	40（93%）
児童発達支援センターの設置・確保	37（86%）
個別専門療育の提供	41（95%）

〇児童発達支援を実施する事業所数（政令指定都市含む）

内容	R3	R4	R5	R6
事業所数	1,606	1,826	1,958	2,178
前年度比	—	114%	107%	111%

次期計画における取組方針

引き続き、市町村における早期気づきと早期発達支援の取組を支援。
特に、早期発見後の適切な支援に円滑につなげるための一連のスキームが市町村において確立できるよう、他分野連携やアセスメント力の向上等に関し、好事例の横展開を図るとともに、子どもに関わるさまざまな分野への障がい理解促進を図る。

2.子どもの時期の支援体制の充実

これまでの取組

〇府内６カ所の大阪府発達支援拠点の専門的なノウハウを活用し、圏域内の障がい児通所支援事業所及び学校を対象としたコンサルテーションを実施。

〇地域の障がい児支援体制の整備促進・ネットワーク構築のため、市町村や児童発達支援センターを交えた意見交換会を実施するとともに、体制整備に対する財政的支援を実施。

これまでの議論や現状等

- 地域の事業所等の発達障がい児に関わる機関の支援力の向上を図りながらノウハウを蓄積するとともに、コンサルテーションにあたっての手引書の作成や、地域支援マネジャーを集めた会議の開催など、圏域間の支援方針の標準化や連携体制の構築に向けた取組が進んだ。
- 児童発達支援センターの整備が進み、中核的機能の発揮に向けた発達障がい者支援センター地域支援オフィスとの連携について市町村と意見交換を行うことで、地域の体制整備に連携して取り組むための基盤ができた。
- 児童発達支援センターがない地域等への支援の検討や、市町村と地域支援オフィスとの連携体制の確立にあたっては、引き続き取り組みが必要。

〇発達支援拠点のコンサルテーション実績　（単位：件）

年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
事業所	131	133	63	73	38
学校	38	71	83	52	43
計	169	204	146	125	81

〇市町村・圏域間の連携促進のために設置した会議体

名称	出席者	頻度
圏域別市町村意見交換会	市町村行・児童発達支援センター・発達障がい者支援センター・府	1～2回/圏域
地域支援マネジメントチーム連絡協議会	地域支援マネジャー・府	3回/年

次期計画における取組方針

引き続き、地域の支援機関へのコンサルテーションを行うとともに、市町村や児童発達支援センター等との連携強化に取り組む。

特に、障がい児の支援体制の整備がどの地域でも進むよう、広域自治体として、市町村のニーズに応じた連携・支援のあり方を検討し、圏域を超えた実践事例の共有を行うなど、府域全体の支援力の向上と地域差の縮小を図る。

また、支援の質の向上の成果を測るための指標の作成を検討する。

3.教育分野における支援の充実

これまでの取組

- 障がい理解を深めるための研修や事例検討の実施
- 障がいのある幼児を受け入れ、かつ、支援教育の充実を図る事業を行う府内の私立幼稚園・認定こども園に対して助成
- 個別の教育支援計画の作成や活用促進
- 「高校生活支援カード」等の活用による生徒支援の実施
- リーディングスタッフが地域の小・中学校を支援
- 放課後児童クラブにおける市町村の取組への支援

これまでの議論や現状等

- さまざまな機会を通して教員や職員への研修を行い、発達障がいの理解と早期気づきのための視点を共有
- 地域の学校へ障がい福祉分野が助言等を行う制度（表1）が充実し、学校と他分野との連携の基盤が整備されてきた。
- 児童・生徒一人ひとりの特性の理解や、特性に合わせた対応については、さらなる取組が必要
- 就学後の支援や相談先は未就学期と比べて少なくなる傾向があり、切れ目のない支援体制の構築は課題
- 私立学校や大学、通信制の学校、放課後児童クラブ等に対する情報提供や支援は不十分ではないかとの意見があった

○学校が活用できる福祉分野からの助言等の仕組み（表１）

制度名	概要	実施者
保育所等訪問支援	こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行う	障がい児通所支援事業所
巡回支援	専門員が子どもやその親が集まる施設を巡回し、早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う	市町村（専門職員等へ委託）
地域発達支援事業所等サポート事業	地域の学校の依頼に基づき、研修やコンサルテーションを通した支援力の向上を図る	府（地域支援オフィスへ委託）

次期計画における取組方針

引き続き、障がい理解に向けたの研修等を実施し、子どもに関わるさまざまな職員の理解を深める。

通常の学級において配慮が必要な児童・生徒も含め、発達特性のある学齢期の子どもの支援の充実を図り、これまで支援制度が届いていなかった機関等も各種施策を活用できるよう効果的な周知方法を検討する。

また、学校で安心して過ごすためにできる発達障がい児への配慮事例等の共有を図る。

4.就労支援と就労継続のための生活支援の充実

これまでの取組

- 障害者就業・生活支援センターの運営
- 就労サポートカードの活用促進
- OSAKAしごとフィールドの運営
- 職場体験等を通じた企業と求職者のマッチングイベントの開催
- 大阪障害者職業能力開発校や府立高等職業技術専門校における職業能力開発の推進
- 精神・発達障がい者の雇用や職場定着を促進するための研修等の実施や雇用管理ツールの作成と活用促進

これまでの議論や現状等

- 発達障がい者の就労に向け、さまざまな企業や就労希望者が参加できるセミナーやイベントを開催し、就労機会を創出。
- 合理的配慮の法的義務化に伴い、障がいへの関心が高まる中、雇用主と障がい者の対話のためのツールや冊子の配布など、安心して働くことできる環境の整備につながった。
- 就労支援を行う機関が充実する一方、未診断で発達特性の見受けられる就職困難者への支援や相談対応等における専門性の向上、支援機関の周知不足については課題として挙げられた。
- また、高校や大学在学中の学生に対する就職支援については、学校と就労支援機関・福祉等との連携が必要との意見があった。
- 就職率だけでなく、発達障がい者の離職率や離職理由も見ていく必要があるのではないかとの意見があった。

〇発達障がい者が利用できる就労支援を行う府の機関

機関名	概要
発達障がい者支援センター	就労に向けて必要な相談等による支援を行うとともに、必要に応じて労働関係機関との連携した就労相談による支援を実施
障害者就業・生活支援センター	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施
OSAKAしごとフィールド（※障がいの有無は問わない）	相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供

次期計画における取組方針

引き続き、発達障がい者の就労・職場定着に向けた取組を推進する。
また、府域の企業等に対する障がい理解のための研修の実施や、職場における配慮に関する具体的な事例を紹介するなど、発達障がい者が安心して働き続けるための職場環境の整備を促進する。

5.地域生活支援と相談支援体制の充実

これまでの取組

- 大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさかの運営
- 発達障がい者地域支援マネージャーの派遣による市町村の支援体制の整備に向けたコンサルテーションの実施
- 大阪府障がい者自立相談支援センターによる相談支援充実のための研修の実施
- 大阪府こころの健康総合センター等による専門相談の実施
- 当事者やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供

これまでの議論や現状等

- 発達障がい者支援センターにおいて、当事者や家族等からの多様な相談に対応するとともに、市町村への継続的なコンサルテーションを通じて、地域における支援体制整備や先進的な取組の創出につながった。
- 発達障がい者支援センターの他にも多様な専門相談窓口が充実してきた一方で、生きづらさがあっても相談窓口や自助活動を行う団体と繋がれない当事者や家族がいることが指摘された。
- また、地域によって支援体制や対応力には差があることから、市町村や支援機関が抱える課題に応じた専門的な支援は引き続き実施していくことが必要。

○発達障がい者が利用できるさまざまな相談先

専門相談
発達障がい者支援センター

身近な相談
基幹相談支援センター
相談支援事業所　等

生活上の悩み
ひきこもり、こころの健康、
生活困窮、就労　等

仲間とのつながり
セルフヘルプグループ
親の会　等

次期計画における取組方針

引き続き発達障がい者支援センターを中心に相談支援に取り組むとともに、必要に応じて地域の相談窓口とも連携し、地域と一体となって対応する体制づくりを目指す。

また、相談支援を行う支援者の障がい理解や対応力向上のため、基幹相談支援センターをはじめとした支援者等への体系的な研修により、地域の相談対応力の向上を図る。

さらに、必要な時に支援や相談窓口につながれるよう、さまざまな支援制度や相談窓口、当事者団体等があることを広く周知していく。

6.医療体制の充実と初診待機期間の解消

これまでの取組

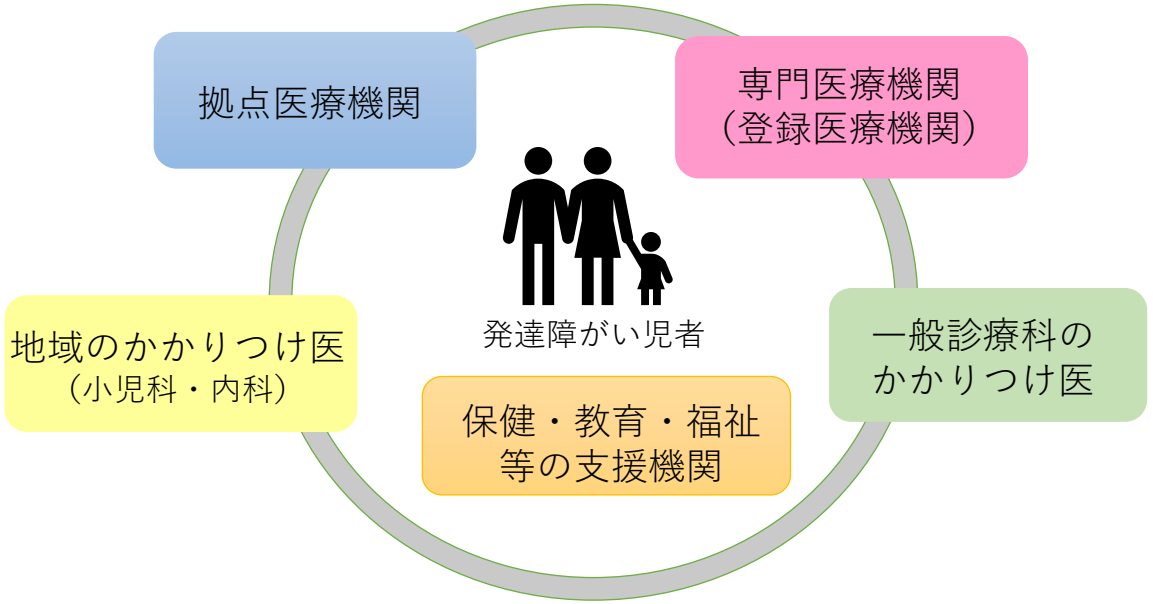
発達障がいの早期支援に向けて、専門的な医療機関の確保のため、以下の取組を実施

- 発達障がいの診断をできる専門医師を養成する研修を実施
- 地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施
- 二次医療圏毎に拠点医療機関を指定し、医療機関間の連携や診断機能の向上を図る取組を実施
- 診療にあたって必要となるアセスメントに関して、医療と地域の支援機関との間で共通認識を深めるための研修を実施

これまでの議論や現状等

・研修の実施により府内の登録医療機関は着実に増加。
・地域の一般診療科を中心に発達障がいへの関心が高い医療従事者も多く、研修の実施は障がい理解や府の施策の周知につながった。
・医療機関ネットワークへ登録しても、患者の増加で初診の受付が停止となる医療機関や、発達障がいの診断をしていてもネットワークに加盟しない医療機関も存在するなど、ネットワーク運営には課題が残った。
・発達支援や手当、手帳等の制度利用のための受診や、相談中心の再診など、初診の待機が生じる要因が明らかとなり、医療機関や他の支援機関との役割分担や連携が必要ではないかとの意見があった。

〇発達障がい児者をとりまく医療体制



次期計画における取組方針

初診の待機の解消だけを主眼とせず、発達障がい児者が安心して医療を受けられる体制の充実に向けて、引き続き取組を進める。
また、診断を行う専門医の養成を引き続き行うとともに、アセスメント力の向上と医療と他分野との連携を目指すため、医療以外の支援者に対する研修も引き続き実施する。

7.家族支援の充実

これまでの取組

- ペアレント・メンターの養成及び派遣を実施
- 家族支援の実施市町村を対象にフォローアップのための情報交換会や学習会を実施（～R５年度）
- 家族支援についての専門家をアドバイザリーとして市町村へ派遣し、取組を支援（R6年度～）
- 当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を実施

これまでの議論や現状等

- ペアレントメンターについては毎年派遣要請する市も多く、保護者向けだけでなく、支援者向けの講演会等への派遣など、ニーズに応じた幅広い活用がなされた。
- 一方、メンターの活用市町村は偏りがあり、近年は半数程度にとどまっている。
- ペアレント・トレーニング実施市はR2年度の23市から32市に拡大。ペアレント・プログラム実施市は、R2年度の10市から11市に拡大した。
- 家族支援の重要性については認識されているものの、ファシリテーターの養成をはじめ、市町村が安定的に継続実施するためにはハードルが高く、引き続き市町村の支援が必要。

◎ペアレントトレーニングとペアレントプログラム

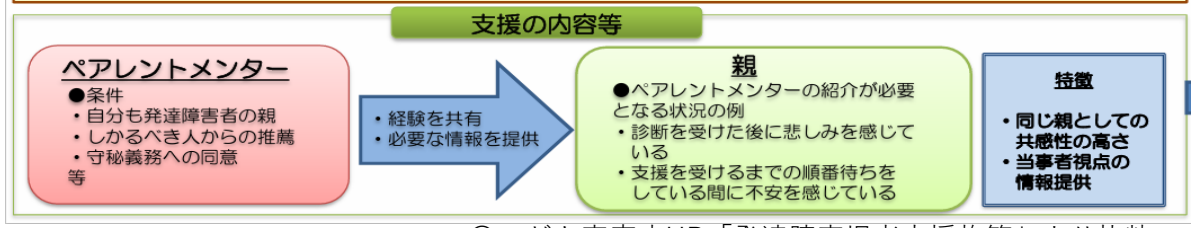
・ペアレントトレーニング（ペアトレ）
行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とする。

・ペアレントプログラム（ペアプロ）
地域での普及を図るために開発された簡易的なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、「親の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てる。発達障害やその傾向の有無に関わらず有効とされている。



◎ペアレントメンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。



○こども家庭庁HP「発達障害児者支援施策」より抜粋

次期計画における取組方針

引き続き、身近な地域で家族支援が実施されるよう、市町村の取組を支援するとともに、さまざまな主体に対して、家族支援の重要性を周知していく。

また、家族支援が市町村等の身近な地域で実施できるよう、アドバイザリーを派遣し、ニーズに応じた研修等も継続実施していく。

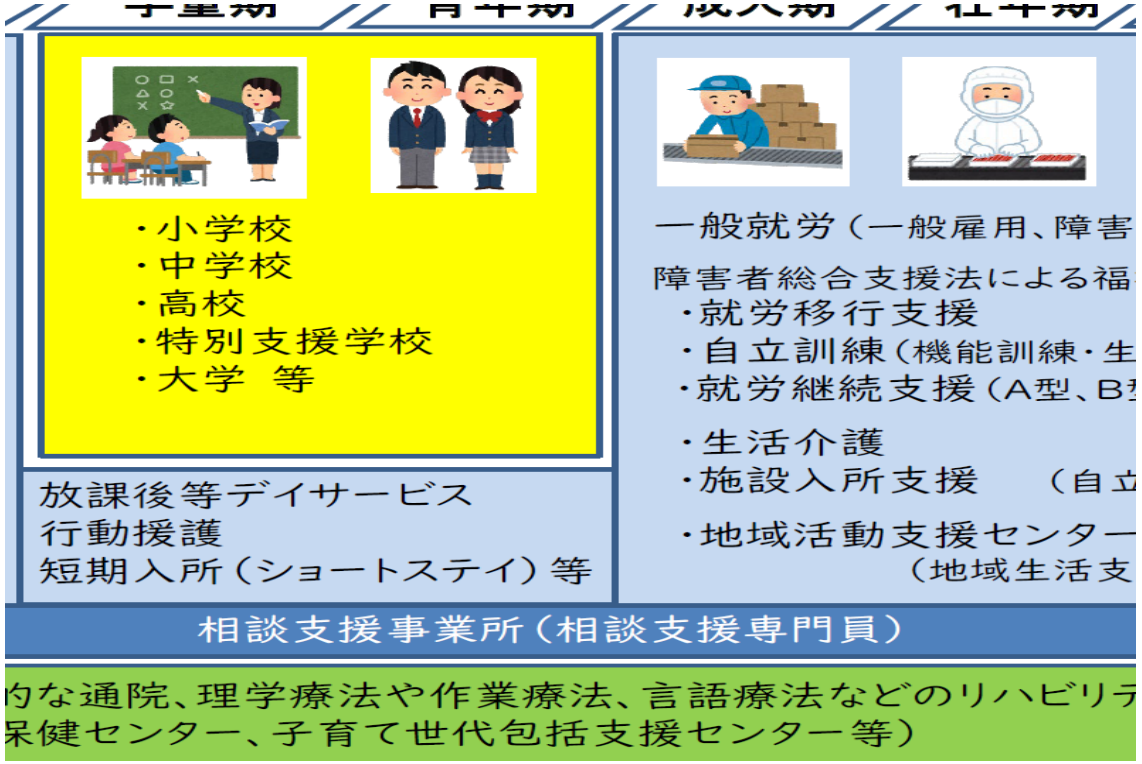
8.切れ目のない支援体制構築に向けた取組

これまでの取組

- ライフステージを通じた一貫した支援のための取組として、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村へ働きかけた
- 発達障がい者地域支援マネージャーの派遣による、市町村の支援体制の整備に向けたコンサルテーションの実施
- 支援の引継ぎの状況について市町村に対し調査を実施

これまでの議論や現状等

- サポートファイルは29市町村が導入し、市町村ごとに特色のある内容や活用がなされた。
- 地域支援マネジャーを派遣した市町村において、サポートファイルの活用促進や、障がい児と障がい者の支援事業所の連携に向けた研修の実施など、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制構築のために取組む市町村を支援した。
- 就学や進学、就職など、ライフステージにおいて支援制度や関係機関が変わる中で、支援に必要な情報の共有や引継ぎが十分に行われないなど、一貫した切れ目のない支援体制の構築には課題が指摘された。
- 特に、就学期以降に伴走支援する支援者や支援機関が不存在ではないかとの意見があった。



発達障害・ナビポータル　教育福祉連携のための研修ガイドより

次期計画における取組方針

ライフステージを通じた支援体制の構築に向け、引き続き地域支援マネジャーを市町村や地域の支援機関に派遣する。

また、サポートファイルをはじめとした、引継ぎや連携に係るツールの活用促進をを行うとともに、分野横断的な課題に対応できるよう、関係各課を事務局とした発達障がい児者支援体制整備検討部会を引き続き運営し、議論を重ねる。

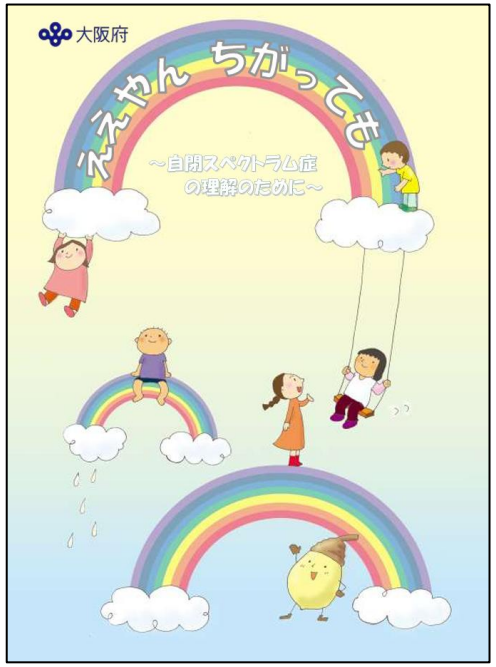
9.発達障がいの理解促進のための取組

これまでの取組

- 府民向けセミナーの実施
- 啓発冊子やリーフレットの作成・配布
- 自閉症啓発デーにおけるランドマークのブルーライトアップ
- 世界自閉症啓発デーの啓発ポスターの掲示
- 関係機関や支援機関等への研修

これまでの議論や現状等

- 福祉のみならず様々な分野の機関や支援者から発達障がいへの関心が寄せられており、セミナー等を実施することで、発達障がいへの基本的な理解が広がった。
- ブルーライトアップや発達障がい者支援センターについて紹介するチラシの新規作成や、公式ＳＮＳの開設による情報発信など、より多くの方に理解を促す取組を新たに実施した。
- 発達障がい者を雇用する企業や保健・医療・保育・教育等の一般施策の関係機関等については、障がい者に対する配慮や特性理解に課題があるケースも散見されるため、さらなる働きかけが必要ではないかとの意見があった。
- 啓発に係る取組を府で実施していても、府民や企業、支援者等に幅広く効果的に届いていないことは課題として残った。





大阪府作成冊子「ええやんちがっても」抜粋

次期計画における取組方針

引き続き、セミナーや啓発冊子等の活用により、発達障がいに関する正しい知識や理解の普及を図る。

特に、合理的配慮の義務化を契機として、企業や関係機関に対して、発達障がい者の特性や具体的な配慮の事例紹介を行う等、それぞれの場面に応じた適切な対応につなげるための効果的な情報発信の方法について検討を行う。

ご議論いただきたい点

第６次障がい者計画に基づき実施する今後の府の取組がより効果的となるために、
下記の観点からご意見をお願いします。

- 現行計画期間（令和3年～8年）における府の取組について、特に言及すべき成果や課題があれば、ご意見をお願いします。
- これまでの取組や課題を踏まえた次期計画期間における取組方針について、ご意見をお願いします。

（参考）こどもワーキンググループで出た主なご意見

早期支援と家族支援	・療育に早期につながりやすくなった半面、愛着形成やTEACCH©に基づく考え方の理解等の保護者へのアドバイスがないまま預かり型のサービス利用になっているのではないか。 ・発達特性や障がいへの対応だけでなく、生活リズムを整えるなどの基本的な部分が大事であるという考えが抜けている。家族支援にあたっては、障がいへの対応や理解だけでなく、基盤となる部分についてのサポートも必要ではないか。 ・ＰＴ、ＯＴ、ＳＴなどの専門家の配置や特別な訓練が着目されがちだが、事業所で行っていることを普段の生活の場に落とし込んでいくことの意義を支援者として説明していかなければならない。 ・早期に診断を受けていても特性理解の部分がほとんどなかったり、あいまいなまま長い時間を過ごして二次障がい化している子どもが多い印象。医療機関の数回の説明だけでは不十分な点もあるため、特性理解がベースとして重要。 ・サポートブックの充実というのが取組のなかに出されているのは素晴らしいが、様式がバラバラで思い出ブックのようになっている。支援者や教員が見ても、どうしたらいいかというのがわかるようなサポートブックとなればよい。
移行・進路	・幼児から小学校、小学校から中学校への移行支援が課題で、責任主体があいまいになりがちな構造になっている。もう少し移行支援自体が大事であることや、受け取り先だけではなくて、送り出し先の仕事でもあるというメッセージを府からも出していただけるとよい。 ・勉強ができると大学進学を勧められ、本人像に合わせて自立訓練や就労移行、専修学校からもう一回働くことを学び直すなど、生活や暮らしをどうしていくかという段階のサポートは不足しているのではないか。 ・社会構造やニーズが目まぐるしく変わっていくため、現状の社会が変わることで、こういう課題が出てくるのだというところを整理しつつ、支援の中身を変えていかなければいけない。
就労支援	・就労支援においては、ハードスキルを伸ばすことが優先され、発達障がい者が困るソフトスキル（報連相の仕方や休憩の取り方等）の支援が提供できているところはまだまだ少ない。 ・職場や事業所を転々としており、どのような環境がその人にとってしんどかったのか、どうすれば上手くいくかという整理がないまま、安易に次のところを紹介されて、失敗体験を繰り返すことになっている事例が多い。
相談支援	・特性に対してサポートをしようということを考える前に、安易に受容や理解がないから支援が進まないのだと決めつけがちで、そこですべてがストップしている。未診断であっても、個々の特性に合わせたサポートが必要なのだということを、支援者がもう少し気付く必要があるのではないか。
支援力の向上	・放課後児童クラブ等の一般施策への助言は難しく、学校との連携も含め、現場の困り感を踏まえた助言や提案を行っていくにはまだ課題が多い。 ・保育士等への研修について、学ぶ機会があるということを、市町村にどのようにうまく広めて参加を促すか、また、研修を受けた後のアフターフォローや伝達については今後の課題と認識。

（参考）成人ワーキンググループで出た主なご意見

就労支援	・障がいの有無に関わらず就労や生活上の困難があるかを入口として必要な支援につながる仕組みを充実させていくことが重要。 ・就労サポートカードは有効だが、普及させるためには、障がいの特性を知るなど、アセスメントをするということ自体が必要なのだということを、支援者に伝えていく必要がある。 ・就労支援にあたっては、すべての生活全体を見据えて、今の支援がどこに位置付けられて、何を目指していくのかという全体の道筋が必ずしも見えておらず、パーツのところを携わっている支援機関も出てきている可能性もある。 ・発達障がい者の雇用に関して企業に理解や配慮を求めるという視点だけでは、特に中小企業には広がりに限界がある。自社にとってどんなメリットがあるのかというところを、企業と一緒に考えていく視点が重要になってくる。
情報や支援の引継ぎ	・サポートファイルの情報の引き継ぎは重要だが、情報だけではなく、本人がどのような支援で力を発揮できるのか、どのような環境でつまずきやすいのかといった支援上のポイントも、次の支援機関につなげていくことが大切。 ・サポートファイルやそれに近いファイルは作成されていても現場で活用されていないケースがある。普及率だけでなく活用の部分も指標として検討してもよい。 ・大阪府内でも地域によって社会資源に偏りがあり、支援がとぎれたりする。一度支援が途切れてしまって年を重ねた方の支援のようなセミナーも入れていただけるとよい。
相談支援 本人支援	・相談できる場は増えてきているが、相談ができる機会は足りない。「困ったことがあったらいつでも相談に乗りますよ」ではなく、見守りをしていて、様子がおかしいなと思ったら声を掛けましょうという視点が行政からの支援にもあるとよい。 ・手帳は持っていないが診断はあるという方が増えている中、障がい者にならないと配慮が受けられないケースがある。施策における当事者というのは誰なのかと考えた時に、発達障がいのある本人が望む支援という広い視点で考えていただきたい。 ・当事者にとって役立つ取組となっているのか確認するためにも、当事者の声を聞く仕組みが必要。
指標	直接支援の対応件数が減った場合、地域が育っているということにも捉えられる。数値として件数が減っていても当事者・ご家族のニーズがなくなっているわけではないので、数字のとらえ方は慎重に考えるべき。また、なぜその機関で件数が変わっているのか分析までしていくことが、特にこれから大事になる
セルフヘルプグループ	当事者が本当に喜んで行ける場所を増やすために、情報交換の場やセルフヘルプグループの交流の場のようなものがあれば、ネットワークが形成されてより充実するのではないか。
障がい理解	・障がい者計画は当事者中心に計画されており、着実に取組みがなされているが、当事者でない周囲の人たちの理解を底上げしていくというところも、非常に大事な時期になっているのではないか。 ・一般企業に就労をするときに、ハローワークからの紹介で行ったにも関わらず、全く障がいの理解がないケースがある。障がい者雇用というのが、低賃金で、人材不足を補強しているぐらいの程度にしか考えていない企業も多いため、理解促進が必要。